

第1章 基本理念

1 基本計画の趣旨

宗像市人権教育・啓発基本計画（以下「基本計画」という。）は、2000（平成12）年12月に交付された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定及び2003（平成15）年6月に交付された「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、地方公共団体の責務として、宗像市の実情に即した施策を推進するために策定したものです。

宗像市ではこれまでも、1998（平成10）年5月に施行された「福岡県人権教育のための国連10年*」に基づき、国・県と連携して人権教育・啓発を推進していくために、1998（平成10年）6月定例議会で「宗像市人権を尊重する都市宣言」を採択し、その翌年の1999（平成11）年には、「宗像市人権教育・啓発基本方針」並びに「人権教育・啓発宗像市行動計画」を策定し、すべての市民がかけがえのない存在として互いに人権を尊重しあう、平和で差別のない都市の実現をめざして、共生社会の実現と人権文化*の構築に向けた人権施策に積極的に取り組んできました。

その結果、市民の人権問題に対する理解と認識は深まっていますが、私たちの周りには、今なお、学校、地域、家庭、職域等社会生活の様々な局面において、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者等に対する偏見や差別が存在しています。また、近年の国際化、科学技術の進展等を背景として、環境と人権、情報と人権、企業と人権等新たな人権問題も発生し、人権問題はますます多様化、複雑化しています。

このような状況を踏まえ、国や県では人権問題解決のために、様々な施策を実施してきました。宗像市においても、さらなる人権意識の高揚は、豊かな市民生活を実現するためにきわめて重要な課題となっています。これらの課題解決の中心となる人権教育・啓発は、「一人ひとりの人権尊重の精神の確立」と「共に学び・共に働き・共に暮らすことができる社会」を実現するために、粘り強くかつ創造的に展開していくことが必要です。

そこで、市民一人ひとりが日常的に自己の生き方を問い直し、自らの意識改革を図りながら人権問題解決の主体者として、人権尊重を生活の中に具体化するために、基本計画を策定し、自他の人権が尊重される都市の実現を目指して、人権教育・啓発に関する施策を、より総合的かつ効果的に推進します。

また、この基本計画に基づき、年度ごとの「実施計画」を策定するとともに実施状況を点検・評価し、その結果を今後の施策に反映させる等実効ある施策の推進を図ります。

2 基本計画の性格

この計画は、宗像市が 1999（平成 11）年に「宗像市人権を尊重する都市宣言」を掲げて人権教育・啓発の具体的実践を推進してきた実績を高く評価しながら、今後の推進を一層効果的にするために、今までの推進体制を見直し、新しい方向と実践を示し、市民と行政が力を合わせて「人権尊重のまちづくり」を進めていくための基本理念や施策の方向性を明らかにしたものです。

基本計画は、次の性格を有するものです。

- (1) 国の「人権教育・啓発に関する基本指針」及び「福岡県人権教育・啓発の基本指針」の趣旨をふまえ、宗像市の人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであること。
- (2) 「宗像市人権教育・啓発基本方針」「人権教育・啓発宗像市行動計画」（平成 11 年度策定）を継承し、また 2015（平成 27）年「宗像市第 2 次総合計画」に掲げる「人・まち・自然が共生するまち」に基づき、新しい人権教育・啓発のあり方を示すものであること。
- (3) 人権が尊重される社会づくりの担い手は市民であるとの理念の下に、宗像市における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、学校、職場、地域社会及び家庭等において、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、自他の人権を尊重し、連携・協働して実効ある人権教育・啓発を推進するものであること。
- (4) 同和問題をはじめとして、人権問題の解決を図るための教育・啓発のあり方に関する方向性を示したものであること。
- (5) 基本計画の推進にあたっては、第 4 章の中に掲げる「分野別施策推進」に基づき、すべての部署が連携しながら全庁的に取り組むものであること。

第2章 基本計画策定の背景

1 国際的な潮流

20世紀において、二度にわたる世界大戦は、かつてない規模で人々の生活を破壊し、多くの尊い人命を奪いました。このようなことへの反省から、世界の人々は、「平和」と「人権」がいかにかけがえのないものであるかを学び、国際連合は、1948（昭和23）年第3回国連総会において「世界人権宣言*」を採択し、人権の尊重が平和の基盤であることを世界に訴えました。

「世界人権宣言*」では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」として「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない」と全世界に表明しました。

これを契機として、国連は、各種の人権に関連する国際条約の採択等、様々な人権を擁護し促進する活動を行い、国際社会全体で人権に取り組もうとする機運が高まり次のような、規約や条約が採択されました。

1965（昭和40）年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際規約」（人種差別撤廃条約*）、1966（昭和41）年「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）、1979（昭和54）年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、1989（平成元）年「児童の権利に関する条約*」（子どもの権利条約*）、2006（平成18）年「障害者の権利に関する条約」等。

また、様々な国際年の設定を通して、人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みがなされてきました。

しかしながら、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われ、人権が侵害される状況が続いていることから、1993（平成5）年ウィーンにおいて世界人権会議が開催され「ウィーン宣言及び行動計画」が採択されました。翌1994（平成6）年の第49回国連総会はこうした経過を踏まえ、「世界人権宣言*」の意義を再確認するとともに1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年*」とすることを決議し、具体的なプログラムとしての行動計画を示しました。

行動計画の最終年を迎えた2004（平成16）年12月には国連総会において、世界各国で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、2005（平成17）年「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択され、初等中等教育に焦点を絞って設定され、プログラムが示されました。

2 国・県の取り組み

我が国においては、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准・加入し、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。1995（平成7）年には、国連総会において「人権教育のための国連10年*」が決議されたことを受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年*推進本部」を設置し、1997（平成9）年具体的なプログラムとして「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画*」が策定されました。

また、1999（平成11）年人権擁護推進会議は、「人権教育・啓発の基本的なあり方」の答申を法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務長官（現総務大臣）に対して行い、2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発に関する法律」（人権法）が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務とともに、これを総合的かつ計画的に推進するために、国は基本的な計画を策定することが規定され、2002（平成14）年3月同法に基づく国の基本計画が示されました。

さらに、2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法*）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法*）が施行され、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法*）が国会で成立、施行されました。

福岡県においても、国の「人権教育・人権啓発に関する基本計画」及び「人権教育のための国連10年*福岡県行動計画」の趣旨を踏まえ、2003（平成15）年6月に「福岡県人権教育・啓発基本指針」が策定され、指針に基づく実施計画により様々な施策が実施されています。

3 宗像市の取り組み

1998（平成10）年6月定例市議会において、「宗像市民は人類の多年にわたる努力の遺産である人権が、永久に侵されることのないよう自らの人権意識を高め、すべての市民がかけがえのない存在として、互いに尊重しあう平和で差別のない都市の実現をめざします」という『宗像市人権を尊重する都市宣言』を採択しました。

同年「人権教育のための国連10年*福岡県行動計画」の策定を受け、1999（平成11）年「宗像市人権教育・啓発基本方針」及び「人権教育・啓発宗像市行動計画」を策定しました。これに基づき市民一人ひとりが人権意識を高め、人権が尊重される住みよい宗像市の創出（人権文化*が根付いたまち）を目指し、平成11年度を初年度に目標年度を平成20年として同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV患者等に対する差別を無くすための様々な施策を総合的に展開し、市民の人権意識の高揚に取り組んできました。また、2012（平成24）年には、「宗像市子ども基本条例」を制定し「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱として、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進めていくことを宣言しました。